

鳥取県告示第 497 号

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、保安林の平成 19 年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源のかん養	鳥取地区	鳥取市（平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	922.79
	八頭地区	鳥取市（平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,661.69
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,730.56
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	761.08
	日野地区	日野郡日南町及び同郡日野町	1,745.85
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	186.31
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	60.80
	岩美	岩美郡岩美町	105.18
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	7.56
	八頭	八頭郡八頭町	18.58
	三朝	東伯郡三朝町	52.37
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	45.14
	琴浦	東伯郡琴浦町	46.24
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	46.64
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	13.30
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.76
	江府	日野郡江府町	4.56
干害の防備	高路	鳥取市高路	13.38
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	0.92
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志津	倉吉市志津	0.30
	栗尾	倉吉市栗尾	1.82
	大原	倉吉市大原	0.68
	長谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44

	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.72
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48
	孝 靈 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝靈山	14.42
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	84.89
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34.36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	11.28